

○吹田市公民館条例

昭和36年12月14日条例第399号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市吹一地区公民館 吹田市内本町2丁目2905番1
- (2) 吹田市山二地区公民館 吹田市千里丘下23番19号
- (3) 吹田市吹三地区公民館 吹田市高城町19番7号
- (4) 吹田市岸一地区公民館 吹田市岸部中3丁目20番1号
- (5) 吹田市千一地区公民館 吹田市原町2丁目12番2号
- (6) 吹田市山一地区公民館 吹田市山田東2丁目33番1号
- (7) 吹田市山手地区公民館 吹田市山手町1丁目6番1号
- (8) 吹田市吹田南地区公民館 吹田市南吹田4丁目18番15号
- (9) 吹田市吹二地区公民館 吹田市泉町3丁目15番29号
- (10) 吹田市豊一地区公民館 吹田市垂水町3丁目15番35号
- (11) 吹田市千二地区公民館 吹田市千里山東2丁目19番23号
- (12) 吹田市吹田東地区公民館 吹田市吹東町3番6号
- (13) 吹田市山三地区公民館 吹田市山田西1丁目26番2号
- (14) 吹田市南千里地区公民館 吹田市津雲台1丁目2番1号
- (15) 吹田市千三地区公民館 吹田市千里山西1丁目12番1号
- (16) 吹田市岸二地区公民館 吹田市岸部北4丁目15番20号
- (17) 吹田市南山田地区公民館 吹田市山田市場18番6号
- (18) 吹田市北千里地区公民館 吹田市古江台3丁目8番1号
- (19) 吹田市豊二地区公民館 吹田市豊津町47番1号
- (20) 吹田市吹六地区公民館 吹田市南清和園町40番1号
- (21) 吹田市西山田地区公民館 吹田市山田西2丁目5番1号
- (22) 吹田市東山田地区公民館 吹田市新芦屋上32番1号
- (23) 吹田市片山地区公民館 吹田市朝日が丘町15番1号

- (24) 吹田市江坂大池地区公民館 吹田市江坂町3丁目63番6号
- (25) 吹田市東佐井寺地区公民館 吹田市五月が丘西5番1号
- (26) 吹田市北山田地区公民館 吹田市山田東4丁目43番20号
- (27) 吹田市佐井寺地区公民館 吹田市佐井寺南が丘1番1号
- (28) 吹田市千里新田地区公民館 吹田市千里山西6丁目30番41号
- (29) 吹田市山五地区公民館 吹田市山田南45番13号

(管理)

第3条 公民館は、吹田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の許可)

第4条 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく教育委員会の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 公民館の施設の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用目的が第1条に規定する設置目的に適合しないときは、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 使用料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

る。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(免責)

第9条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、教育委員会は一切その責めに任じない。

(公民館運営審議会)

第10条 本市に、教育委員会の附属機関として、吹田市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公民館における事業の企画及び実施に関する事項を調査審議し、答申するものとする。

3 審議会は、委員16人以内で組織する。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第11条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に北千里地区公民館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 社会教育法第22条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図るための事業の実施に関する業務

(3) 使用の許可に関する業務

(4) 使用料の徴収に関する業務

(5) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、北千里地区公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者に北千里地区公民館の管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、北千里地区公民館の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

3 教育委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 教育委員会は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に北千里地区公民館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第2項、第8条及び第9条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第12条 前条第1項の規定により指定管理者に北千里地区公民館の管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他教育委員会規則で定める者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（省略）

附 則（令和6年3月29日条例第19号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日条例第17号）

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

別表（第7条関係）

公民館使用料

施設の名称	金額		
	午前10時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後10時まで
教室	300円	600円	600円
調理室	200円	450円	450円
和室	100円	200円	200円